

# 新しい公共支援事業

## ～ 事業の概要 ～

平成23年4月22日

島根県環境生活総務課  
NPO活動推進室

### (経緯)国の動き

#### ○新成長戦略(平成22年6月)

- ・起業や新規参入を行う企業、社会的企業、NPO等に対する資金供給を確保することが不可欠。
- ・NPO等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める。

#### ○円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月)

- ・「新しい公共」促進のための環境整備を進める。

#### ○平成22年度補正予算成立(平成22年11月)

- ・「新しい公共支援事業」予算措置される。(予算額 87.5億円)

#### ○各都道府県に交付金交付(平成23年3月)

- ・島根県交付額 1.33億円

## 新しい公共支援事業について(内閣府)

### I 新しい公共とは

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会。

### II 新しい公共支援事業とは

「新しい公共」の担い手となるNPO等\*の自立的活動を後押し、「新しい公共」の拡大と定着を図る。

\*「NPO等」とは

特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織等

3

## 新しい公共支援事業について(内閣府)

### 対象者

NPO等(特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織)であって、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等

\* 民間企業、独立行政法人、個人は対象外

### 事業内容

事業名	趣旨
1 NPO等の活動基盤整備のための支援事業	NPO等の事業の各種活動基盤を整備し、NPO等の活動にかかる透明性や健全性の確保を促進する。
2 寄附募集支援事業	寄付者の意向に沿って特定の分野、団体又は事業に寄附金を届けるとともに、寄附を受け取ったNPO等が寄附者に適切な情報を発信し、両者の顔が見える関係づくりを積極的に進める。
3 融資利用の円滑化のための支援事業	NPO等が金融機関等からの融資を円滑に進めるために必要なスキルアップを行う。
4 つなぎ融資への利子補給事業	行政からの委託業務に関して、金融機関等のつなぎ融資を利用する場合、当該融資にかかる利子相当額について、利子補給を行う。
5 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	行政が独占してきた「公」を市民、企業、NPO等に関くため、その先進的な取り組みについて、NPO等と地方自治体とが協働により事業を実施する。
6 共通事務に関する事業	当事業を適正かつ円滑に実施するための事業を実施する。

4

## 島根県 基本方針(案)について

### I 新しい公共の活動の現状認識

○社会環境の変化に伴う県民ニーズの多様化、地方分権の進展、住民参画の自治体運営の重視等、自治体を取り巻く環境が変化し、NPO等の役割が増大するとともに、県民と行政との協働の取り組みが重視されるべき状況となった。

○NPO法人、住民グループ、企業等の多様な主体が協力して地域課題を共有し、それぞれの役割を定め、実践的な協働事業を推進していく必要がある。

そのためには、行政や住民、企業がNPO等の理解を進め、協働の認識を深めるための研修やPR活動を活発に行っていくことが求められる。

5

## 島根県 基本方針(案)について

### II 新しい公共を考える上での課題

○活動資金を調達するしくみ

- ・これまでの取組 ~しまね社会貢献基金活用、低利融資制度活用など
- ・今後、さらにマネジメント力を高めるための研修・専門相談、税制改革内容周知、認定NPO法人化支援、寄付獲得の促進

○情報開示、寄附環境の整備

- ・これまでの取組 ~ポータルサイトを開設し、NPO活動や財務情報の開示を行う仕組みを構築
- ・税制等の諸制度の改正が予定されていることもあり、今後さらに情報開示を推進

○協働の精神、共通認識

- ・これまでの取組 ~協働事業実施などにより基礎的な流れをつくってきた
- ・今後、NPO等と行政、企業との出会いを増やし、そして協働事業を行うことにより、地域課題への認識共有、寄附の拡大をめざす

### III 2年間の取り組み方針

○これまでの取組 ~県民いきいき活動促進条例(H17.3)にもとづく活動実績

○今後、必要な取組を確実に実施しながら、さらなる発展をめざす

(NPO等・行政等の意向把握、運営委員会での議論を反映)

○NPO等の活動基盤を強化し、寄附文化を浸透させるため、多様な担い手による協働を拡大することにより、その社会的気運の醸成を図る

6

## 島根県 基本方針(案)について

### IV 将来展望(目指すところ)

- 新しい公共の場づくり、市民参加  
 少子高齢化社会のなかで、多様な主体による自主的活動を  
 活発化することにより地域の自治力を高める
- 寄付文化の発展  
 資金調達のための寄附、技能や時間を提供するボラン  
 ティア活動の拡大
- 担い手の自立的活動の発展  
 多様な主体それぞれが継続的に活発に活動を行う
- NPO等の情報開示  
 積極的にストック・フロー情報を開示し、信頼できる団体と  
 して認識されることにより寄附獲得につなげていく
- 融資利用の円滑化  
 これまで行ってきた中国ろうさんによる融資のほか、他の  
 金融機関からの支援も増やす

## 島根県 事業計画(案)について

### 事業費

金額133,000千円(2年)

- ・「しまね社会貢献基金」に積立(H23.3)
- ・年度別予算：H23年度50,000千円、H24年度83,000千円

### 事業内容

	国の事業項目名	島根県の施策
1	NPO等の活動基盤整備のための支援事業	(1)金融説明会・研修会等の実施 (2)専門指導員によるNPO法人会計基準普及講座の実施 (3)NPO活動基盤整備のための支援講座の実施
2	寄附募集支援事業	(4)各種広報の実施 (5)各種ソフトウェアの開発
3	融資利用の円滑化のための支援事業	(6)新しい公共を創造する連携フォーラムの開催 (7)各種研究会の設置 (8)地域別ひらめきサロンの設置
4	つなぎ融資への利子補給事業	(9)県内行政(国機関・県機関・市町村)における委託事業等 概算払いの実施状況実態調査、公開等
5	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	(10)(11)新しい公共の場づくりのためのモデル事業
6	共通事務に関する事業	(12)支援センター嘱託職員、県嘱託職員採用 (13)職員等の各種研修会や連絡調整会議への参加 (14)新しい公共島根県運営委員会の開催及び結果公表等

## 島根県 事業計画(案)について

### 事業の実施方法

	事業名	実施方法
(1)	金融説明会・研修会等の実施	県直接実施
(2)	専門指導員によるNPO法人会計基準普及講座の実施	ふるさと島根定住財団に委託して実施
(3)	NPO活動基盤整備のための支援講座の実施	ふるさと島根定住財団に委託して実施
(4)	各種広報の実施	一部県が直接実施、一部ふるさと島根定住財団に委託
(5)	各種ソフトウェアの開発	県直接実施
(6)	新しい公共を創造する連携フォーラムの開催	一部県が直接実施、一部ふるさと島根定住財団に委託
(7)	各種研究会の設置	県直接実施
(8)	地域別ひらめきサロンの設置	県直接実施
(9)	県内行政(国機関・県機関・市町村)における委託事業等概算払いの実施状況実態調査、公開等	県直接実施
(10)(11)	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	事業を公募し、実施主体(NPO等および行政、又は双方を構成員に含む協議体)に助成して実施
(12)(13) (14)	共通事務に関する事業	一部県直接実施、一部ふるさと島根定住財団に委託

#### \* 公益財団法人ふるさと島根定住財団に委託する理由

- ① 全県的な組織
- ② 県民活動支援センターとしての活動
- ③ ガイドラインに掲げる要件
  - 市民、NPO、企業、行政等間に立って様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織

9

## 島根県 事業計画(案)について

### 震災対応に伴う国ガイドラインの改定

東日本大震災に柔軟に対応するため、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」が改訂された。(H23.4)

#### ○事業スキームの改訂

改訂前:「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の選定は運営委員会が行い、都道府県決定

改訂後:震災対応案件は柔軟に対応できる(都道府県の判断で事業採択し、運営委員会に事後報告可)

#### ○採択要件の緩和

改訂前:「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」について、地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであること。またおおむね5団体以上の多様な担い手が協働した会議体を立ち上げること。

改訂後:東日本大震災への対応の諸課題解決に向けた取り組み(震災対応案件)には十分配慮することとする。構成メンバー数はおおむね5団体以上にとらわれない。

#### ○予算枠の柔軟な対応

改訂前:「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の事業費上限は、総事業費の概ね1/2以内とする。

改訂後:震災対応案件については、特例として、都道府県配分額を超えない範囲で、上記の予算枠の制限は適用しない。

10

# 島根県 事業計画(案)について

## 震災に伴う事業計画・予算の変更(概要)

事業名	事業費H23,24	
	国に提出案 (H23.2)	震災対応に伴う 変更(案)
(1)金融説明会・研修会等の実施	1,900	1,900
(2)専門指導員によるNPO法人会計基準普及講座の実施	5,756	5,756
(3)NPO活動基盤整備のための支援講座の実施	4,000	4,000
<b>(4)各種広報の実施</b>	<b>19,838</b>	<b>3,820</b>
(5)各種ソフトウェアの開発	2,000	2,000
<b>(6)新しい公共を創造する連携フォーラムの開催</b>	<b>11,082</b>	<b>7,100</b>
(7)各種研究会の設置	3,265	3,265
(8)地域別ひらめきサロンの設置	7,000	7,000
(9)県内行政(国機関・県機関・市町村)における委託事業等概算払いの実施状況 実態調査、公開等	94	94
<b>(10)(11)新しい公共の場づくりのためのモデル事業</b>	<b>53,750</b>	<b>73,750</b>
(12)支援センター嘱託職員、県嘱託職員採用	16,466	16,466
(13)職員等の各種研修会や連絡調整会議への参加	3,760	3,760
(14)新しい公共島根県運営委員会の開催及び結果公表等	3,311	3,311

合計 133,000

11

# 島根県 事業計画(案)について

## 当初計画の変更内容(詳細)

### (4) 各種広報の実施

<変更前> 19,838千円

事業内容: 広報(TV、ラジオ、新聞、雑誌、イベント、HP、チラシ等)、シンボルマーク制作 など

[県]15,338 [セ] 4,500 <H23>6,000 <H24>13,838

[県] TV、ラジオ、新聞雑誌、広告、公募 [セ] 印刷物

<変更案> 3,820千円

事業内容: 広報(TV、ラジオ、新聞、出版物、HP、チラシ等)

\* 県直接の広報媒体を活用

[県]2,840 [セ] 980 <H23>1,910 <H24>1,910

[県] パンフレット等 355\*8=2,840 [セ] 情報誌 98\*10回=980

### (6) 新しい公共を創造する連携フォーラムの開催

<変更前> 11,082千円

事業内容: フォーラム、シンポジウム、企業とのタイアップイベント など

[県]5,429 [セ] 5,653 <H23>4,906 <H24>6,176

[県] 企業とのタイアップイベント、パネル制作 [セ] 講師派遣、会場設営等

<変更案> 7,100千円

事業内容: フォーラム(東部、西部) \*規模縮小

[県]3,380 [セ] 3,720 <H23>3,450 <H24>3,650

[県] フォーラム会場準備、印刷物 [セ] 講師派遣、パネル制作

12

# 島根県 事業計画(案)について

## 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」

NPO等多様な主体と行政との協働事業が拡大していくために有効な手段となることから、このモデル事業を活用して、地域課題の解決を図る。

### ○ 目的と概要

- ・多様な担い手が協働して、地域課題の解決に向けて取り組む(マルチステークホルダー・プロセス)ことによって、課題の解決を図る。

### ○ 実施内容と条件

- ・協議体による協働の場を設置し、最終的には地方自治体、NPO、企業等おおむね5者以上の関係者が関わることを目指す。
- ・事業費案は100万円～1000万円程度、助成率は10/10(ハード整備は予算額の1/2以内)
- ・事業期間は24年度末までで、事業終了後も取り組みを継続すること。

### ○ 実施期間

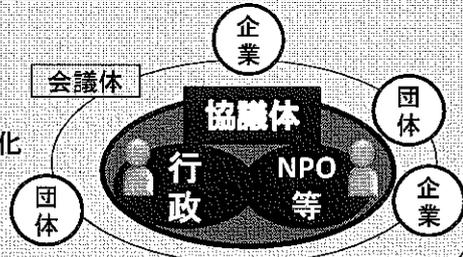
平成23年7月から平成25年3月31日まで

### ○ 期待する効果等

- ・市町村とNPO等との協働事業の拡大
- ・企業や自治組織等と上記との連携態勢強化

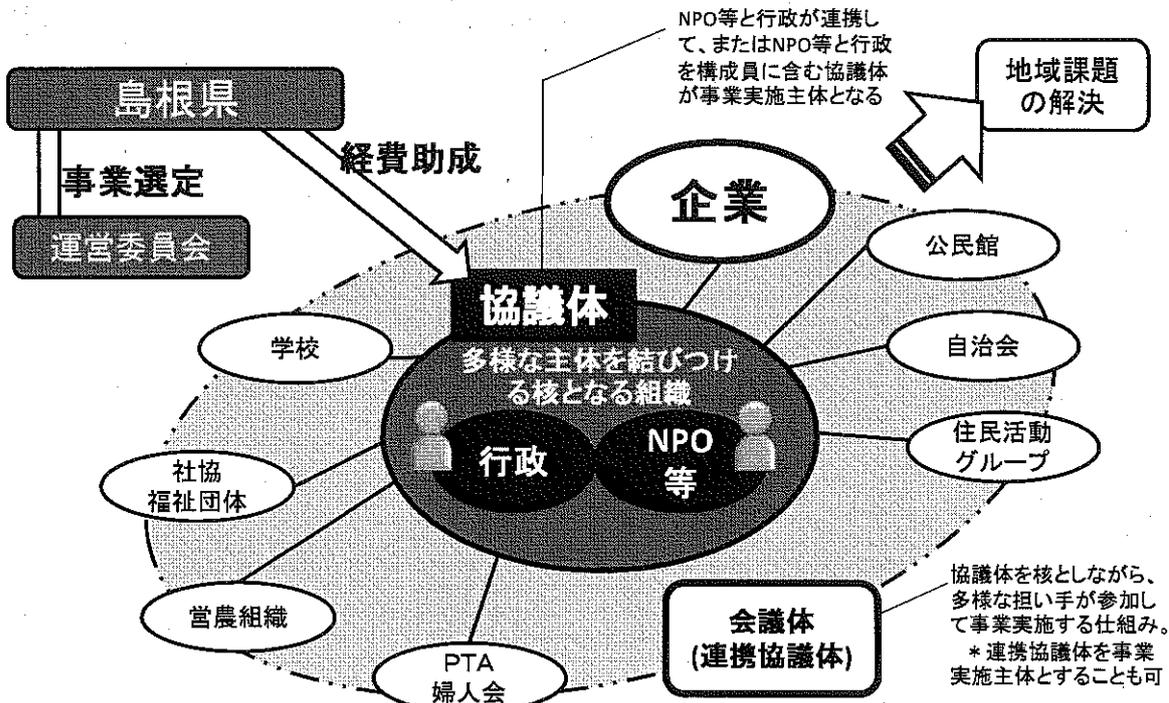
### ○ 予算額

73,750千円(震災対応分20,000千円含む)  
[H23]22,546 [H24]51,204



## <新しい公共の場づくりのためのモデル事業イメージ>

\*「マルチステークホルダー・プロセス」  
多様な担い手が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み



# 島根県 事業計画(案)について

## 今後のスケジュール(案)

年	月	運営委員会	新しい公共		
			事業全般	モデル事業	
H23	4	第1回運営委員会	基本方針・事業計画承認	事業募集開始	
	5		各種調査・検討		
	6			審査会(事業選定)	
	7	第2回運営委員会	事業計画詳細審議、専門部会	モデル事業開始	
	8				
	9				
	10	第3回運営委員会	事業計画詳細審議		
	11				
	12				
	H24	1			
		2			事業募集開始
		3	第4回運営委員会	H23事業報告、H24計画審議	審査会(事業選定)